

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申第57号（情）

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年2月14日付けで行った文書「1. 特別支援学校において「神社」を設置した件に関するすべての文書。・決裁文書・提案文書・職員会議関係文書 等々。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和4年2月21日付け3瀬学教第2777号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和4年2月14日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年2月21日付け3瀬学教第2777号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁は、開示請求をした文書について、「請求に係る文書が存在しないため開示できない。」との決定をしたが、校舎内に設置された鳥居の大きさ、その鳥居が移動式であること、看護師が巫女に扮するところまで了解されていたこと等を考えれば、神社の設置等に関し、職員会議等に提案され、当然、管理職も了解していたものと考えられる。このことは、例えば、一人の担任が教室で掌サイズの鳥居を作り、全く他の教職員に知られることもなく経過するような場合とは異なることが明白である。

イ 以上のことから、開示請求をした文書について、いかなる文書も存在しないということは、絶対にありえない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

令和4年2月11日発行の中日ホームニュースに掲載された瀬戸特別支援学校の手作りの神社に関する文書は存在しないため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和4年 2 月 1 4 日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和4年 2 月 2 1 日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和4年 4 月 1 1 日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和4年 5 月 1 0 日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

令和4年 7月20日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和4年 8月26日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和4年11月 8日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和4年12月16日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

ア 瀬戸特別支援学校において、神社を設置したとの新聞記事があり、これに関する何らかの文書があると思ひ、開示請求したが一切存在しないとのことだった。自らの経験上、校長等への了解や他の教職員への伝達もなく、勝手に設置する等ということはない。

イ 仮に、文書をもって校長等に了解を得ていなくても、子どもの動きに関わることなので、事後的に伝達がされ、それは職員打合せ記録簿等に残されるはずである。

ウ これらのことから、文書が何も存在しないということは、学校組織ではありえない。

エ 教職員間の合意を得ずに設置し、また、本件の内容は教育基本法違反と思われることから、処分対象になりかねない。なお、教育基本法違反については、県教委に見解を求め、「公立学校として適切でない」と回答されている。

オ 以上のことから、文書は存在すると考える。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

ア 一般に教室の掲示物や装飾について、校長等に決裁を受けるようなことはしない。今回の件については、神社の設置をした教員が外出を制限されている子どものことを思って始めたものだった。ただし、宗教的活動に関する配慮は欠けていた。

イ 予算を執行するものであったならば校長への伺いをするが、自ら材料を準備し、作成したものだったので、文書に残らない行為となった。

ウ 以上のことから、公文書は不存在である。

(3) そこで、本審査会は、処分庁が公文書を不存在とした点を中心として審査を行った。

ア 新聞記事が開示請求の端緒であったことを受け、新聞社からの取材依頼に対し校長が取材を許可し、また、神社の設置についても当該取材許可までには承認していたと考えられることから、何時の時点で神社の設置を承認したのかについて確認した。

処分庁からは、教員が神社の作成を始めてから完成するまでの間には、校長が設置について知っていたことが回答された。加えて、校長は新聞社の取材についても知っており、取材の許可は学校ごとで決定するため、処分庁に取材の許可について申請等をするものではないことが説明された。

イ 処分庁は、教室の掲示物や装飾について、校長等に決裁を受けるようなことはしないと説明するが、神社は校舎の昇降口に設置されており、神社を作成した教員の

担当外の場所と思われるが、許可を得る必要はないかについて確認した。

処分庁からは、必ず許可を得なければならないといった施設管理とはしていないこと、また、固定式のものの設置又は長期間の設置の場合は、校務主任に相談することもあるが、神社はそのどちらでもなかったことから、相談も行われていないことが回答された。

ウ 審査請求人から職員打合せ記録簿に記載されているのではないかとの主張があったことから、職員打合せ記録簿について確認した。

処分庁からは、学校内の連絡事項についてはパソコンのグループウェアを通じて連絡されることが多く、打合せの回数が少ない学校では職員打合せ記録簿が無いこと、校長が話した事項のうち記録すべきものは学校日誌を用いていることが説明され、神社の設置に関しては、記載されたものが無かったことが回答されている。

エ したがって、本審査会としては、これ以上審査することは困難であるので、審査請求人が主張する「1. 特別支援学校において「神社」を設置した件に関するすべての文書。・決裁文書・提案文書・職員会議関係文書 等々。」は存在しないという結論に至った。なお、本件に関し、処分庁へ確認した限りでは、必ずしも文書の作成が必要であると言い切ることができない内容であった。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。